

神戸市住宅供給公社の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

指 摘 事 項	措 置 内 容	措置状況
<p>I. 一般会計 7. その他の公社会計基準適用関係 B 賞与引当金 公社の夏季手当（期末手当及び勤勉手当）については、公社会計基準第26「将来の特定の費用又は損失であって、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができる場合」という要件に該当することから、当期の費用又は損失として引当金に繰り入れる必要があります。</p> <p> 給与規程によれば、期末手当は算定基礎額に一定割合を乗じて計算されているが、算定割合を決める期間が、基準日以前6月以内の期間における在職期間とされており、また、勤勉手当についても、算定割合を決める期間が、基準日以前6月以内の期間における勤務期間となっていることから、基準日以前6月の期間が実質的に支給対象期間と考えられます。公社の平成19年夏季手当の支給対象期間は、平成18年12月2日から平成19年6月1日であり、決算時には3月31日までの120日分については既に発生していると考えられ、発生金額も合理的に見積もることが可能であることから、支給見込額を引当金として計上しておく必要があります。したがって、平成18年度中に発生している費用120日分について、夏季支給額（神戸市負担分控除後）の日割り分39,760千円を計上する必要があります。（P.42）</p>	<p>H19年度決算より賞与引当金を計上する措置を講じた。</p>	<p>措置済</p>
<p>E 前期損益修正益について 収益計上の期間帰属が誤っております。和解解決金は大部分が過年度の損益修正益です。平成18年度中に52,530千円全額未収金計上し、平成18年度負担の6ヵ月分6,180千円はその他収入に、過年度分46,350千円（45ヵ月/51ヶ月）は平成18年度の特別利益－前期損益修正益に計上すべきものです。公社の会計処理の結果、平成18年度の当期純利益は49,530千円過小に表示されていま</p>	<p>H19年度決算より和解解決金を前期損益修正益に計上する措置を講じた。</p>	<p>措置済</p>

指 摘 事 項	措 置 内 容	措置状況
<p>す。 (P.46)</p> <p>1 1. 物品の管理状況について</p> <p>住宅管理特別会計の執行の内事務費に計上されている有価証券(平成18年度26,429千円)はJスルーカード等のプリペイドカード、切手という現金等価物を購入時に費用する科目として神戸市の会計処理に準じ計上されているものです。住宅管理特別会計において、費用処理されていますが平成19年8月27日の実査の結果、未使用で保管されていたものが使用相当額で924,580円ありました。</p> <p>平成19年3月31日時点の在庫明細によると、次ページの表の通り、公社(一般会計及び住宅管理特別会計)の有価証券2,471,330円が未使用残高となっていました。</p> <p>受払についてはプリペイドカード使用簿兼近距離旅行命令書により管理されているが、現金等価物であり、未使用額も相当額になるところから、資産計上し管理することも検討する必要があります。(P.50)</p>	<p>H19年度決算より有価証券を流動資産に計上する措置を講じた。</p>	<p>措置済</p>